

岩手県告示第629号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年9月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年8月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社丸富タイル商会
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田一丁目21番47号
    - ウ 代表者の氏名 竹原新二
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第3245号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年8月9日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年8月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 中村建築
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡普代村第12地割字中村74番地1
    - ウ 代表者の氏名 中村吉郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第6692号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年8月23日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年8月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 オオマチ住設
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町織笠第14地割60番地18
    - ウ 代表者の氏名 大町實
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第7333号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年7月23日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年9月4日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社創
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村大沢字箸木平84番地13
    - ウ 代表者の氏名 三好努
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第20285号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年9月3日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。